○国土交通省告示第一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年一月六日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

細谷

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

滋賀県犬上郡多賀町佐目

字ロクロ木　二二番三　一号、十五号及び十六号

二二番一　二号

二〇番　三号から五号まで

一七番　六号及び七号

一四番　八号から十号まで

一五番一　十一号及び十二号

一五番二　十三号

一五番三　十四号

○国土交通省告示第二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年一月六日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

田ノ谷川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷

福井県福井市田ノ谷町

二五字姉崎　四六番及び四七番

二六字獅岩　一番から一三七番まで

一三八番一及び一三八番二

五七番地先国有地

二七字岩山　一番から五〇番まで

七九番及び八〇番

八一番一

八二番一

八三番一

八四番から九三番まで

九四番一及び九四番二

九五番及び九六番

一〇〇番から一二九番まで

三八番地先国有地

福井県福井市南**檜**原町

二八字城川　一番一から一番四まで

二番から四番まで

五番一及び五番二

六番から二〇番まで

二一番一及び二一番二

二二番及び二三番

二四番一及び二四番二

二五番から三〇番まで

三一番一から三一番四まで

三二番から三九番まで

○国土交通省告示第三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年一月六日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

鍬柄平沢

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

茨城県常陸太田市東染町

字鍬柄平北向　二九七九番六　一号

二九七八番一　五号から九号まで

二九八一番　十号から十二号まで

二九八三番　十三号

字中峯北向　二九七四番一　二号

二九七六番　三号及び四号

○国土交通省告示第四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年一月六日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

打尾川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十二年建設省告示第七百八号で指定した土地の区域を除く。）

富山県南砺市桶瀬戸

字向山島　一二二六番一　一号

一二二五番一　二号及び三号

一二一八番　四号

一二一七番　五号及び六号

一一八八番　七号

九五〇番　八号

九四九番　九号

二六番二　十号及び十一号

二六番四　十二号

九二五番三　十三号

八八一番一　十四号

八七三番　十五号

八八三番一　十六号

八五〇番二　十七号

二　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

坂上谷

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

富山県南砺市利賀村坂上

字大岩　二一番一　一号から三号まで及び六号

字瀧坪　一二番　四号及び五号

○国土交通省告示第五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年一月六日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

中の村川四号

二　砂防法第二条の土地の表示

広島県三次市十日市町字高平一四四番二地内三等三角点高平を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から二八〇度五三分一七秒　一号

一七〇五・一六三メートルの地点　一号

標柱一号から二一六度二五分四九秒　二号

三〇・二八二メートルの地点

標柱二号から二七〇度四七分二九秒　三号

四三・八四六メートルの地点

標柱三号から三〇四度一六分二〇秒　四号

三一・二二九メートルの地点

標柱四号から五〇度二五分三七秒　五号

一〇二・一四七メートルの地点

標柱五号から一五一度四四分一秒　六号

二三・三四〇メートルの地点

○海上保安庁告示第一号

航路標識の設置及び一時撤去について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十六年一月六日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

名　称　むつ小川原港国家石油備蓄基地輸送施設工事用灯浮標

位　置

所在地　青森県むつ小川原港（陸奥塩釜灯台の北方約一六キロメートル）

北緯　四〇―五六―五二

東経　一四一―二五―一一

灯質　黄色X形頭標一個付　黄色　やぐら形

光度　単閃黄光　毎四秒に一閃光

光達距離　実効光度七一カンデラ

点灯年月日　平成二十五年十一月一日

記事　独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構管理

名　称　むつ小川原港国家石油備蓄基地輸送用係留浮標灯

位　置

所在地　青森県むつ小川原港（陸奥塩釜灯台の北方約一六キロメートル）

北緯　四〇―五六―五二

東経　一四一―二五―一一

撤去年月日　平成二十五年十一月一日

記事　一時変更